

平成 30 年 11 月 27 日

組合員並びに利用者の皆様方

玖珠九重農業協同組合

当組合の元職員による不祥事について

このたび、当組合の元職員が、外部組織の貯金口座から出金した現金を横領した事件が発覚致しました。

当組合をご信頼いただき、お取引をいただいております組合員ならびに利用者の皆様方、また関係各位には多大なご迷惑をおかけしますことを心より深くおわび申し上げます。

本件については、ただちに理事会に報告し、事件の調査と再発防止策の検討を進めております。

かかる事態を招きましたことを厳粛に受け止め、深く反省致しますとともに、二度とこのような事態が発生することのないよう、徹底した調査・分析を行います。この不祥事を教訓として内部管理態勢のより一層の強化と適正な業務の遂行、役職員のコンプライアンス遵守を徹底し、不祥事再発防止に万全を期すとともに、信頼回復のため役職員一同、誠心誠意取り組んでまいります。

現時点の状況につきまして、下記の通り報告申し上げます。

記

1. 事件の概要

(1) 当事者 :	畜産課 管理職 (男性 51 歳)
(2) 事件の内容 :	当農協の畜産課管理職が充て職として事務局長となっている外部組織の貯金口座より複数回にわたり現金を着服。
(3) 事件の発覚日 :	平成 30 年 10 月 26 日
(4) 発生期間 :	平成 28 年 6 月～平成 30 年 10 月 (2 年 5 ヶ月)
(5) 横領金額 :	825, 032 円
(6) 発覚の経緯 :	当該組織の事務局員である当農協の畜産課職員が、当該組合の決裁書に不審な点があった為、当該通帳を管理している当事者に聴き取りをした結果発覚。

2. 被害組織への対応

被害額は、事件発覚後、当事者により全額返済が行われています。

3. 関係機関への報告

平成30年10月26日、電話により大分県、大分県農業協同組合中央会に報告し、同中央会を経由して、各連合会へ報告しました。

また、JAグループ大分不祥事防止連絡協議会構成組織に対し、概要を説明しました。

4. 当事者の処分

当事者は、平成30年11月14日付で諭旨解雇処分としました。

5. 再発防止策

他にも同様な被害がないか調査を行いました。現時点では無いことを確認しております。

この度の不祥事件を重く受け止め、徹底した調査に基づき、適正な業務の遂行と職員のコンプライアンス遵守を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

《本件に関するお問い合わせ窓口》

企画総務課 加藤

電話 0973-72-1135

(土日祝日を除く9:00~17:00)